

# 工 事 成 績 採 点 表 ( 0 )

※該当する検査を必ずチェックすること。

- 完 成
- 一 部 完 成
- 既 済
- 中 間

●完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。  
 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。  
 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、  
 完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、  
 その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

平成 年 月 日 作成

発 注 課

工 種

工事名 0												請負代金額 (最 終)					0円					完成年月日					検査No.									
受注者名 0												工 期					~					検査年月日					0									
考 査 項 目												担 当 監 督 員					総 括 監 督 員					検査員 (第 回 中間)					検査員 (第 回 中間)					検査員 (完成)				
												氏名 <未選定>					氏名 主査 C					氏名					氏名					氏名 <未選定>				
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e										
1. 施工体制	I. 施工体制一般																																			
	II. 配置技術者																																			
2. 施工状況	I. 施工管理																																			
	II. 工程管理																																			
	III. 安全対策																																			
	IV. 対外関係																																			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形																																			
	II. 品 質																																			
	III. 出来ばえ																																			
4. 高度技術	I. 高度技術力																																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫																																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																																			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点																			
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																			
7. 評定点計		0 点					○既済部分 (中間) 検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③ (既済、中間) が2回以上の場合平均値 ○既済部分 (中間) 検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																													
8. 法令遵守等		点																																		
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計-8. 法令遵守等																																		
所 見		【担当監督員】										【総括監督員】										【検査員】														
		0										0										0														

- ※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当部署課内での責任者による合議を原則とする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各検査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-①～別紙1-⑤、総括監督員は別紙2-①～別紙2-②、技術検査官は別紙3-①～別紙3-③によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。